

令和8年度

一時預かり保育のご案内

令和8年6月

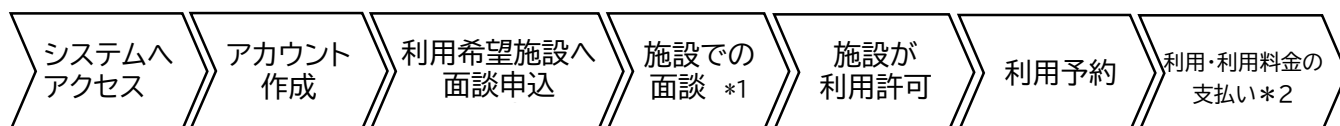
土渕保育園では、保護者の就労や就学、病気、ケガ、その他家庭での保育が緊急・一時的に難しい場合、必要な期間利用することができます。

項 目	内 容	
対象児	市内にお住まいの5か月～就学前の児童で保育の必要な児童 原則、保育所などに通われていないお子さん	
利用区分	非定型的保育 保護者の就労・就学などを行っている場合 (原則、週3日まで)	緊急・一時保育 ・保護者が週1日程度の就労や就学などを行っている場合 (週1日程度) ・保護者がけがや病気、入院などの場合 (週1日程度または同一月内で連続して14日まで) ・保護者が育児などに伴う負担解消などを図る必要があると認められた場合 (週1回程度または同一月内で連続して14日まで)
定員	一日あたり10人(この内1歳未満児の利用は原則、2人まで)	
利用日時	月曜日～金曜日の8:30～17:00（国民の祝日及び年末年始は除く）	
利用料金	1歳未満児 2,900円／1日 3歳未満児 2,500円／1日 3歳以上児 1,500円／1日 ※上記年齢区分は4月1日の満年齢によります。ただし1歳未満児については1歳の誕生日前日まで ※利用料金はご家庭の状況に応じて減免の制度があります(裏面をご参照ください)	給食・おやつをご利用の場合は 別に1日300円が必要となります。
申込方法	*利用には、システム登録と面談が必要です。 【抽選予約申込開始日】 *「川崎市一時システム」からの申込みになります 令和8年4月～6月の利用 → 2月2日(月) 9:00～2月3日(火)23:59 令和8年7月～9月の利用 → 5月1日(金) 0:00～5月2日(土)23:59 令和8年10月～12月の利用 → 8月3日(月) 0:00～8月4日(火)23:59 令和9年1月～3月の利用 → 11月2日(月) 0:00～11月3日(火)23:59 ◎抽選申込期間：抽選申込開始日から2日間になります。この期間内に入力フォームからの申し込みをお願いします。電話・来所での申込はできません。 ◎抽選結果発表：月末に当選の結果がメールで通知されます。 【利用予約申込】 抽選申込月翌月以降、システム上にて空き枠の申込みが可能となります。 *抽選結果発表、利用予約申込日は、前後することもあります。 *利用希望者が重なった場合、申込初日で満員となることもありますので、ご了承ください。	
お申し込みの前に必ず、川崎市ホームページで内容のご確認をお願いいたします。 https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000167310.html  土淵保育園 一時保育 ホームページ		

土渕保育園
一時保育
ホームページ

【利用の流れ】

★一時保育システムからの登録が必要です。



*1 お子さんの様子についてお聞きます。必要書類をお持ちのうえ、お子さんと一緒に保育園にお越しください。

*2 非定型的保育…「キャッシュレス決済支払いまたは利用当日に窓口で現金」「納入通知書にて金融機関での支払い」のどちらかを申請時に選択してください。

緊急・一時保育…利用当日、利用日ごとにキャッシュレス決済または現金でお支払いください。

(利用可能なキャッシュレス決済については、保育園にお問い合わせください。)

○ 一時保育システムへアクセス ⇒ アカウント作成

URL: <https://kawasaki.hoiku.michi-shiru.jp>



「一時保育システム」
フォーム

【必要書類について】

必要書類		非定型	緊急・一時
必要書類 面談の時に	母子手帳	○	○
	一時預かり保育健康診断書	○	
	就労・就学証明書(自営の場合は自営を証明するもの) *3	○	

*3 システムに添付されていない方は、HP またはシステムにて様式をダウンロードし、必要事項を記入の上お持ちください。

○ 減免制度を利用される方は、減免申請フォームから別途手続きが必要となります。

URL: <https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures>

/apply/7ff72b66-b973-454c-b7a4-d7583d66a0ba/start



「減免申請」
フォーム

*減免の適用開始は、不備のない必要書類が提出された日となりますので、利用開始前に申請してください。

必要書類	
減免の対象と必要書類	① 生活保護受給世帯の場合 「生活保護受給証明書」
	② 市民税非課税世帯の場合 「同一世帯保護者全員分の市民税非課税証明書」
	③ 年収360万円未満世帯の場合 「同一世帯保護者全員分の市民税課税証明書」もしくは 「市民税非課税証明書」
	④ 里親に委託されている児童の場合 「児童委託証明書」
	⑤ 児童扶養手当受給世帯(ひとり親世帯)の場合 「児童扶養手当証明書」
	⑥ ・第3子以降の児童 ・多胎児児童 ・兄弟姉妹の第2子児童 ・住民票の写しなど、利用児童が同一世帯と証明できる書類

【お問い合わせ】

土淵保育園(多摩区保育・子育て総合支援センター1、2階)

電話番号:044-933-8951 受付時間:月曜日～金曜日(祝日は除く) 9:00～17:00

住所:多摩区生田2-14-5 (JR「中野島」駅から徒歩15分・市バス「東土淵」バス停から徒歩3分)